令和８年度舟形町一般廃棄物処理実施計画

１　計画策定の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）、舟形町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成10年条例第8条）に基づき、本町の令和８年度における一般廃棄物の排出量を見込み、その減量、リサイクル及び適正処理に関する計画を定めるものである。

２　ごみの発生量及び処理量の見込み

（１）発生量の見込み　　単位：ｔ

家庭系ごみ					事業系ごみ			
直営	委託	直接搬入	自家処理	計	直接搬入	自家処理		計
	1,002			1,002	300			300
可燃ごみ	不燃ごみ	資源物	粗大ごみ	計	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	計
920	28	52	2	1,002	250	50		300

（２）処理量の見込み　　単位：ｔ

焼却処理	資源化	埋立処理	乾電池・蛍光灯の処分	計
1,171	65	65	1	1,302

３　ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

（１）町における方策

①　教育、啓発活動の充実

舟形町衛生組合連合会等各種団体とともに、広報誌による減量化、リサイクルに関する教育、啓発活動の充実を図る。

②　集団資源回収団体、資源回収業者に対する助成

集団回収の回数及び回収量に応じて助成金を交付する。又、資源回収業者に対しても回収量に応じて助成金を交付する。

④　分別収集の実施

びん・缶・ペットボトル等のコンテナによる分別収集の徹底を図る。

⑤　再生品の使用促進

再生紙等を使用した（グリーン）商品の購入使用を促進する。

⑥　食品トレーリサイクルシステム「新庄もがみ方式」による拠点回収の実施

新庄最上定住自立圏構想ごみ減量化対策推進協議会の最上８市町村が共同で、食品トレーリサイクルシステム「新庄もがみ方式」を推進している。町では、４拠点において回収し、新庄もがみ方式に則りペレット用など、専ら再生利用を目的として食品トレーを収集運搬する。

⑦　小型家電及び古着等のリサイクル推進

小型家電及び古着等の拠点回収を年２回程度行い、これまで可燃不燃として

排出されていたごみの資源化を推進することで、減量化を図る。

（2）住民における方策

① 集団回収の促進

古新聞、古雑誌、段ボール、紙パック、金属、古布、生びん等については、集団回収を促進し、資源回収に努める。

② 店頭・拠点回収への協力

再生利用に協力する。食品トレーについては店舗への持ち込み及び町内の拠点回収を促進する。

③ 水切りの徹底

生ごみを可燃ごみとして出す場合は、水切りの徹底を図り減量化に努める。

④ 過剰包装の自粛

包装紙等の使用抑制に努めるとともに、贈り物を購入する際にも簡易包装に協力する。

⑤ マイバッグ持参の推進

買い物の際はマイバッグを持参し、レジ袋等ごみの発生を抑制する。

⑥ 再生品の使用促進

再生紙等を使用した商品の購入使用を促進する。

（3）事業者における方策

① 減量化計画の策定

多量のごみを排出する事業者は、減量化計画を策定し、排出抑制のほか、適切な分別を行なうことで資源化の促進に努める。

② 自主回収・資源化の推進

製造・流通・販売業者は、リサイクル可能な商品の開発及び販売に努めるとともに、自主回収・資源化を推進する。

③ 過剰包装の抑制

可能な限り包装材の抑制に努め、簡易包装、買い物袋持参運動を推奨する。

④ 再生品の使用促進

事務用紙にコピー用紙等に再生紙を使用するとともに、事業活動で使用する原材料についても再生品の使用に努める。

4 分別して収集する物としたごみの種類及び分別の区分

分別の区分	ごみの種類
可燃ごみ	紙ごみ、塵芥類、ビニール、ナイロン、プラスチック、ゴム、革製品、貝殻類、小枝、板きれ 等
不燃ごみ	ガラス、せともの、金属類、小型の電気製品 等
粗大ごみ	電化製品、ストーブ、家具、自転車等の大型ごみ

資源物	びん・缶・ペットボトルの3分別
有害ごみ	乾電池、ライター

5　ごみの適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的事項

（1）収集運搬計画

イ　家庭系ごみ

分別の区分	収集形態	収集回数	収　集　体　制
可燃ごみ	ステーション方式	週２回	委託(１社)４tパッカー車２台
不燃ごみ	〃	月１回	〃
粗大ごみ	〃	年２回	委託(１社)１．５tダンプ車１台
資源物	〃	週１回	〃
有害ごみ	〃	月１回	〃

ロ　事業系ごみ

分別の区分	収　　集　　体　　制
可燃ごみ	許可（５社）
不燃ごみ	〃

（2）中間処理計画

イ　家庭系ごみ

分別の区分	中間処理の方法
可燃ごみ	焼 却 処 理
不燃ごみ	―
粗大ごみ	破 砕・焼 却
資源物	―
食品トレー	破 砕・ペレット化
有害ごみ	委　　託

ロ　事業系ごみ

分別の区分	中間処理の方法
可燃ごみ	焼 却 処 理
不燃ごみ	―

（3）最終処分計画

埋立対象物	最終処分の方法
焼却灰等	サンドイッチ方式
不燃ごみ	〃

中　間　処　理　施　設　の　概　要
処理主体　：　最上広域市町村圏事務組合 処理施設　：　第１ごみ処理場 ①　名　称　：　エコプラザもがみ ②　能　力　：　90t/日（45t/24h×2炉） ③　炉形式　：　（ストーカ式）全連続燃焼式焼却炉
処理主体　：　最上広域市町村圏事務組合 処理施設　：　資源ごみ選別作業所 ①　名　称　：　リサイクルプラザもがみ ②　能　力　：　42t/日 ③　方　式　：　手選別
最　終　処　分　場　の　概　要
処理主体　：　最上広域市町村圏事務組合 処理施設　：　最終処分場 ①　名　称　：　リサイクルプラザもがみ最終処分場 ②　能　力　：　埋立面積　21,200平方メートル 埋立容量 197,000立法メートル ③　方　式　：　サンドイッチ方式

6　ごみ処理施設の整備に関する事項

（1）ごみ処理施設　　（4の中間処理施設の概要参考）
（2）資源化施設　　（　　〃　　）
（3）最終処分場　　（4の最終処分場の概要参考）

7　その他のごみ廃棄物減量等推進員の委嘱

地域における集団回収、分別排出の徹底、小型家電リサイクル等を促進するため、廃棄物減量等推進員７名を委嘱し、ごみの減量化を推進する。